



身体障害者手帳について

体に障害のある人が、各種の福祉サービスを利用するのに必要な手帳です。この手帳を取得することによって、障害の種類と程度（1級～6級）に応じた福祉サービスの利用・税の軽減措置・医療費の助成・公共料金の割引・補装具、日常生活用具の給付などが受けられるようになります。

交付対象となる障害の種別



紺色の手帳です。
(平成 27 年 10 月以前に
取得したものは赤色です。)

- 視覚障害
- 聴覚・平衡機能障害
- 音声・言語・咀嚼機能障害
- 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)
- 心臓機能障害
- 腎臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- 膀胱または直腸機能障害
- 小腸機能障害
- 免疫機能障害
- 肝臓機能障害

手帳の等級について

身体障害者手帳には、障害の程度によって1級から6級までの等級が設けられています。

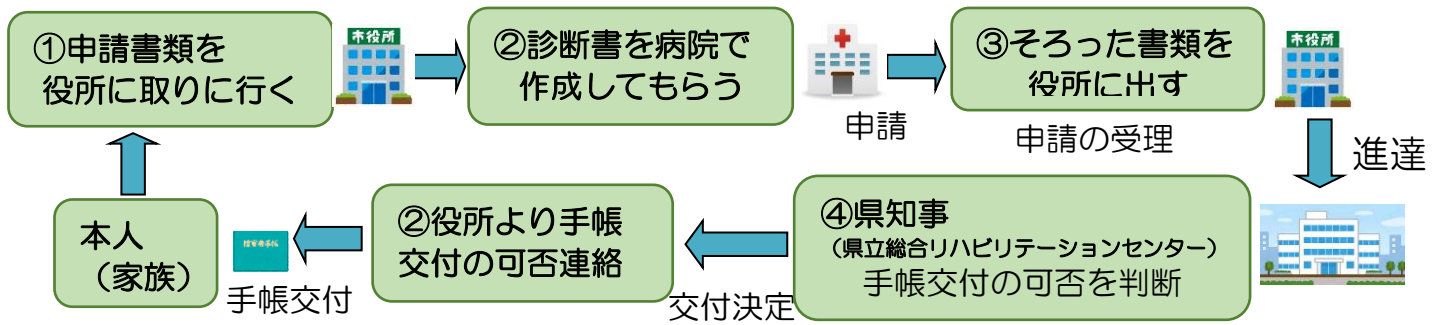
申請手続きの流れ

- ①主治医に、自分の障害の程度が身体障害者手帳に該当するかを確認します。
- ②各市町村の申請窓口(市役所の福祉課等)で所定の診断書を受け取ります。
- ③医師(指定医)に、診断書の記入をお願いします。
- ④「申請の時に必要なもの」を窓口を持参し、申請手続きを行います。
- ⑤申請完了後、県により障害程度の認定審査会が行われます。
(審査には1～2カ月程度かかります)
- ⑥認定された場合には、障害者手帳が交付されます



身体障害者手帳申請にかかる診断書を書くことができるのは、**都道府県の指定を受けた医師(指定医)に限られています!**

手帳申請・交付の流れ(イメージ)



必要書類

- 身体障害者手帳交付申請書
- 身体障害者診断書・意見書（指定医が作成したもの）
- 写真(たて4cm×よこ3cm 上半身、無帽)
- 個人番号を確認する書類 ・ 印鑑



こんな時は手続きが必要です

- 障害の程度が変更になったとき
- 居住地が変更になったとき
- 氏名が変更になったとき
- 手帳を紛失(破損)したとき
- 手帳を返還するとき



手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。15歳未満の児童については、本人に代わり保護者が申請することとなっています。

受けられるサービスの一例

身体障害者手帳交付後、手続きを行い利用することができます

- 所得税、住民税等、税金の障害者控除
- 医療費の助成（条件があります。窓口にお問い合わせください）
- 公共交通機関の運賃割引
- 公共施設(美術館、博物館、動物園等)の入場料割引
- 補装具等の給付、修理
- 住宅改修費の補助
- タクシー料金助成、タクシー会社の運賃割引 など

地域、障害の程度等によってサービス内容が異なります。詳細はお住まいの市区町村、または、サービス提供会社にお問い合わせください。

記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター